

所管部課		子ども未来部 子育て支援課		部長		志村 明子	
件 名		東大和市子どもの医療費の助成に関する条例施行規則について					
		区分	○	1 審議事項		2 報告事項	
関係事項	条例規則	東大和市子どもの医療費の助成に関する条例					
	部課機関						
1. 要 旨 東大和市子どもの医療費の助成に関する条例の施行について、必要な事項を定める東大和市子どもの医療費の助成に関する条例施行規則を制定する。 (1) 主な内容 ・医療証に関すること（交付申請、有効期限、更新、返還、再交付） ・届出に関すること（変更・現況・受給資格消滅等） ・損害賠償の請求権の譲渡 ・添付書類の省略 等 (2) 施行日 令和6年10月1日 (3) 影響及び効果 ・乳児期から高校生等までの子どもの医療費の助成に必要な手続き等を明確にし、適切に事業を遂行することができる。 ・子育て家庭の経済的な負担を軽減し、子どもたちの成長と発達を支援する環境をつくること ができる。また、既に子どもの医療費の無償化を実施している自治体との差を無くすこと により、子育て世帯等の転入促進を図ることが期待できる。							
2. 経 過（現時点に至るまでの経過） ・令和6年3月21日 令和6年第1回市議会定例会において「東大和市子どもの医療費の助 成に関する条例」可決 ・文書課において審査済み							
3. 留意事項（問題点等）							
4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議終了後、速やかに制定の手続きを進めたい。							
5. 審議結果							

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。